

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	教育・保育給付支給事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富山市は、教育・保育給付支給事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

富山市長

公表日

令和7年3月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	教育・保育給付支給事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付の支給認定管理及び子育てのための施設等利用給付の支給認定管理を行うもの。 特定教育・保育施設利用者の管理及び利用者の保育所保育料の算定並びに給食副食費の免除・軽減の判定を行うもの。
③システムの名称	子育て支援システム 団体内統合宛名(連携)システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
教育・保育給付支給特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表127項 番号条例第4条 別表第1(7の項) 別表第2(7の項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 [主務省令における情報提供の根拠] なし [主務省令における情報照会の根拠] (155の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども家庭部こども保育課
②所属長の役職名	こども保育課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部 文書法務課 電話番号 076-443-2261 ファックス番号 076-443-2170
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部 情報システム課 電話番号 076-443-2015
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、支給認定事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 特定個人情報の記載がある書類の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された書類の廃棄	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	子ども子育て支援システム、番号連携サーバへのアクセス可能な職員は、パスワード認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。このことから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月6日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	子育て支援課長 酒井 秀祐	こども支援課長	事後	
平成30年7月6日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号	事後	
平成30年7月6日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成26年12月1時点	平成30年6月1日時点	事後	
平成30年7月6日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成26年12月1時点	平成30年6月1日時点	事後	
令和1年6月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年6月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年6月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月7日	IV リスク対策		記載事項に新たに「IV リスク対策」を追加	事後	
令和1年6月7日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号	事後	
令和2年12月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	①部署 こども家庭部こども支援課 ②所属長の役職名 こども支援課長	①部署 こども家庭部こども保育課 ②所属長の役職名 こども保育課長	事後	
令和2年12月1日	II しきい値判断項目 2. 対象者数	平成31年4月1日時点	令和2年8月1日時点	事後	
令和2年12月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年8月1日時点	事後	
令和2年12月1日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステ	[] 接続しない(提供)	[○] 接続しない(提供)	事後	
令和2年12月1日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステ	十分である	削除	事後	
令和3年6月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	②子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付の支給認定管理および、特	②子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付の支給認定管理及び子育て	事後	
令和3年6月7日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一(94の項)	番号法第9条第1項 別表第一(94の項) 番号条例第4条 別表第1(7の項) 別表第2	事後	
令和3年6月7日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	②・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	②・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和3年6月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年8月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	②・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	②・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一(94の項) 番号条例第4条 別表第1(7の項) 別表第2(7の項)	番号法第9条第1項 別表127項 番号条例第4条 別表第1(7の項) 別表第2(7の項)	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・番号法第19条第9号 [別表第二における情報提供の根拠] なし [別表第二における情報照会の根拠] (116の項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 [主務省令における情報提供の根拠] なし [主務省令における情報照会の根拠] (155の項)	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月25日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部 情報統計課 電話番号 076-443-2015 ファックス番号 076-443-2202	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部 情報システム課 電話番号 076-443-2015	事後	
令和7年3月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年3月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	